

会 議 要 旨

会議の名称	第3回川越市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和6年8月6日（火） 午前9時30分開会～午前11時45分閉会
開催場所	川越市役所 本庁舎7階第1委員会室
議長（委員長・会長）氏名	会 長 島田 裕次
出席者（委員）氏名	副会長 宮岡 寛 委 員 柳澤 直樹、川畑 静美、西田 宏一、 田中 文男、中村 美絵、竹澤 穰治
欠席者（委員）氏名	委 員 立花 ほの佳、中山 ゆり
事務局職員職氏名	課 長 矢崎 東洋 副主幹 小松 泰一 主 査 三上 幸宏 主 事 原口 大介
関係課職員職氏名	（情報政策課）副課長 柴田 かおり、主任 片桐 聡士、主事 岡本 和樹 （市民税課）課長 中村 誉、副主幹 藤野 弘幸、 主査 神林 優 （市民課） 課長 田中 久仁子、副主幹 横山 大造、 主査 西本 淳哉
会議次第	1 開 会 2 議 題 (1) ガバメントクラウドの概要について (2) 市長からの諮問事項「川越市個人住民税課税事務全項目評価書（案）について」 (3) 市長からの諮問事項「川越市住民基本台帳事務に関する事務全項目評価書（案）について」 (4) 予備審査結果報告書について 3 閉 会

配布資料	○令和６年度第３回川越市情報公開・個人情報保護審議会会議次第 ○ガバメントクラウドの概要 ○全項目評価書予備審査結果報告書（個人住民税課税事務全項目評価書） ○全項目評価書予備審査結果報告書（住民基本台帳に関する事務全項目評価書）
------	--

事務局から会議の出席人数が定足数を満たしており、会議が成立していることの報告後、議事に入った。

議事(1) ガバメントクラウドの概要について

情報政策課職員からガバメントクラウドの概要と責任分界点について資料を基に説明。その後、委員から発言及び質疑とそれに対する回答があった。概要は以下のとおり。

○クラウドサービス事業者がアプリケーションを作るというのは想定されていないのか。また、川越市が負う責任の範囲というのはどこになるのか。

→アプリケーションを作成する業者は Amazon などのクラウドサービス事業者以外であり、民間の事業者がガバメントクラウドの上にシステムを構築するという形になる。自治体と開発事業者でトラブルの責任を取ることになる。

○アプリケーションの開発事業者というのはどのように決めていくのか。

→開発事業者が国が定めた標準仕様書に従いシステムを作成し、各事務において自治体を選定していく。

○デジタル庁との連携をよくとったほうが良い。日頃からコミュニケーションをとっておかないと対応が遅くなるおそれがある。

○ガバメントクラウドの仕様によりコストが安くなるという話があるが本当にコストダウンになっているのか吟味する必要がある。

議事(2) 市長からの諮問事項「川越市個人住民税課税事務全項目評価書（案）について」

議事(3) 市長からの諮問事項「川越市住民基本台帳事務に関する事務全項目評価書（案）について」

市民税課職員から個人住民税課税事務及び住民基本台帳事務の全項目評価書について説明がなされ、そのことを受け、委員から発言及び質疑とそれに対する回答があった。その後、前回の会議で受けた質問についても説明があった。概要は以下のとおり。

○ 31 ページで ISMAP という用語が出てくるが、後の 62 ページで初めて ISMAP の説明がされているので用語説明の順序が正しくされていないのではないか。

→ ご指摘いただいた部分については修正させていただく。

○ 評価書の部分で「地方公共団体は、」と表されている部分が見受けられるが、それは国が全国の市町村に対して示した記載例としての表現であると思われるので、表現としては「市」「本市」といったほうが正しいのではないか。

→ ご指摘いただいた部分については修正させていただく。

○ 62 ページで「監査を受ける」となっているが「監査を行う」といった表現のほうが正しいのではないか。市が主体となっていくという表現方法にすべき。

○ 今回のガバメントクラウドに伴う内容については追記という形になるため、既にある項目の次に記載されるのが一般的と思われるが、今回の評価書ではそうではない部分があるため確認いただきたい。

○ 追加の項目だとしても何かしらの意義がある場合はその限りではないが、改めて確認をしていただきたい。

○住民基本台帳事務等の個人情報に関わる事務は職員であれば自由に閲覧できるのか。

→部署ごとにアクセス権が制限されている。担当部署であれば職務上必要な情報になるため必要な範囲で利用している。

議事(4) 予備審査結果報告書について

事務局から資料を基に予備審査結果について説明がなされ、委員から発言及び質疑とそれに対する回答があった。概要は以下のとおり。

○住民基本台帳事務、個人住民税課税事務の評価書というのは一度国に提出していると思うが、今回の見直しで出てきた文言修正のような軽微な修正もクラウドの変更といった重要な変更該当するのか。また、そのような事項は逐一報告する必要があるのか。

→文言の修正にしては適宜行うことになっている。今回このように第三者点検が行われ、本来であれば直しておくべきはずのものであるため併せて修正を行った。また、担当部署のほうで1年に1回見直しをするという仕組みにはなっている。

○報告書2ページにおいて、意見公募と意見募集の二つの言葉を使っていたり、句読点の有無が統一されてなかったりと表現が微妙に異なっている部分があるので、文書の体裁を整えるべき。

次回の審議会に事務局が今回の指摘事項を反映して修正した予備審査結果報告書を資料として提示する旨を説明し、第3回川越市情報公開・個人情報保護審議会を閉会した。